

2026（令和8）年7月15日

厚生労働省

社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 企画法令係 御中

地域統合支援法（仮）の制度化に向けた行政的検討の開始を求める要望書

特定非営利活動法人奈良県自閉症協会

理事長 河村 舟二

〒639-1055 奈良県大和郡山市矢田山町 84 番地 10

TEL 0743-55-2763

kawafune@ares.eonet.ne.jp

1 要望の趣旨

強度行動障害を含む支援対象者の生活支援は、自治体間の格差、制度間の分断、家族への過度な依存により、深刻な不平等が生じています。

厚生労働省におかれましては、地域統合支援法（仮）骨子案を踏まえ、制度化に向けた検討を早急に開始いただきたく、以下の通り要望いたします。

2 行政に求める主な検討事項

（1）需要充足義務の制度設計

・「満たすよう努める」ではなく「満たさなければならない」とする義務構造の具体化

・英国ケア法第18条の運用事例の調査と日本型モデルの構築

（2）能力非依存の支援体系

・意思表示困難な人への支援拒否を防ぐための行政手続の整備

・独立代弁者制度の資格要件・配置基準・研修体系の設計

・最善の利益に基づく決定プロセスの標準化

（3）家族等の独立した支援権

・家族アセスメントの標準化

・レスパイト・心理支援・相談支援の体系化

・家族支援を本人支援の「付随物」としない制度設計

（4）強度行動障害専門多職種チームの全国整備

・精神科医・心理専門職・行動支援専門職・福祉専門職の配置基準

・総合相談窓口との二層構造の制度化

・支援調整者（ケアナビゲーター）の資格要件と研修体系

(5) 親亡き後の事前準備義務

- ・ 住まい・支援者・医療・行動支援の事前準備の標準化
- ・ 支援中断を防ぐための自治体間連携モデルの構築

(6) 共同予算（プール予算）方式の検討

- ・ 医療・福祉・教育・就労・住居の予算の目的限定型プール
- ・ 共同委託方式の法的・財政的枠組みの検討

(7) 権利救済の強化

- ・ 不服申立て制度の明確化
- ・ 司法審査のルートを行政手続に組み込むための制度設計
- ・ 自治体の履行状況を国が監督する仕組みの検討

3 厚生労働省に求める事項

地域統合支援法（仮）の制度化に向けた検討会を早急に設置すること。

英国の制度を参照しつつ、日本の自治体規模・財源構造に適合した制度案を作成すること。

当事者・家族・専門職・自治体職員を含む多様なステークホルダーの意見を反映すること。

法案化に向け、国会との連携を強化すること。

4 結び

支援を必要とする人が、地域で尊厳をもって生きるための基盤を整えることは、行政の最も重要な責務です。

厚生労働省におかれましては、地域統合支援法（仮）の制度化に向けた検討を早急に開始いただきますよう、強くお願い申し上げます。